

(証券コード3309)  
2020年1月8日

投資主各位

東京都港区赤坂四丁目15番1号

**積水ハウス・リート投資法人**

執行役員 井上 順一

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、2020年1月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)

### 第17条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

## 記

1. 日 時 2020年1月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階  
ベルサール八重洲 ROOM A+B+C  
(末尾の「第4回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第4回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

#### (1) 投資主総会出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

#### (2) 書面による議決権行使の場合

2020年1月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

#### (3) 代理人による議決権行使の場合

議決権を有する他の投資主様1名が、代理人として本投資主総会に出席し、議決権を行使することが可能です。代理人の方は、代理権を証する書面を、同封の議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。

#### (4) 投資主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<http://www.sekisuihouse-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

以上

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対する運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的として、本投資法人の投資口価格の騰落の程度が東証REIT指数の騰落の程度と比較して良好であったか否かによって運用報酬の金額が増減するよう、運用報酬①（期中管理報酬①）の計算式において、かかる騰落の程度を比較するための指標として「対東証REIT指数パフォーマンス連動料率」の概念を導入し、一定の範囲で総資産額に乗じる料率を増減させることにより、運用報酬①（期中管理報酬①）の金額を増減させる旨の規定に変更するものです。また、併せて、本投資法人が投資口の分割又はいわゆるライツオファリング（投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行）を行った場合に、運用報酬①（期中管理報酬①）に与える影響を中立的なものとするため、運用報酬①（期中管理報酬①）の計算式に必要な調整を加える旨の規定を追加するものです（現行規約別紙関係）。
- (2) 上記(1)の規約変更は、本投資法人の第12期営業期間の初日である2020年5月1日からその効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第55条関係）。
- (3) 上記のほか、条項の新設等に伴う字句の修正及び条文の整備を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しています。）

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<u>第55条（変更の効力発生）</u> <u>別紙に係る本規約の変更の効力は、2020年5月1日に生じる。なお、本条の規定は、本条に基づく本規約の変更の効力発生後にこれを削除する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する運用報酬 (省略)</p> <p>1. 運用報酬①(期中管理報酬①) 本投資法人の直前決算期における貸借対照表(投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額(ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。)に対して、本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率(ただし、年率0.5%を上限とする。)を乗じ、対象となる営業期間の実日数で1年を365日として日割計算をした金額(円単位未満切捨て)とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する運用報酬 (現行どおり)</p> <p>1. 運用報酬①(期中管理報酬①) 本投資法人の直前決算期における貸借対照表(投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額(ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。)に対して、本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率(ただし、年率0.5%を上限とする。)に<u>対東証REIT指数パフォーマンス連動料率(以下に定義する。)</u>を加えた合計の料率(年率)を乗じ、対象となる営業期間の実日数で1年を365日として日割計算をした金額(円単位未満切捨て)とする。</p> <p><u>本1.において、</u> <u>「対東証REIT指数パフォーマンス連動料率」とは、対象となる営業期間ごとに以下の計算式に従って算出される数値を意味する。なお、対東証REIT指数パフォーマンス連動料率の上限は0.02%、下限は-0.02%とする。ただし、対象となる営業期間の以下の計算式に従って算出される数値が正の数値である場合であっても、その前営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格(同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格をいう。以下同じ。)から前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格を控除した値が負の数値となるときは、当該営業期間の対東証REIT指数パフォーマンス連動料率は0とみなす。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p><u>＜計算式＞</u></p> <p><u>対東証REIT指数パフォーマンス連動料率 = (A - B) ÷ 1,000 (小数第6位を四捨五入する。)</u></p> <p><u>A : (前営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格 + 前営業期間における一口当たり分配金額 - 前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格) ÷ 前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格</u></p> <p><u>B : (前営業期間の最終営業日における東証REIT指数 (配当込み) の終値 - 前々営業期間の最終営業日における東証REIT指数 (配当込み) の終値) ÷ 前々営業期間の最終営業日における東証REIT指数 (配当込み) の終値</u></p> <p><u>「東証REIT指数 (配当込み)」とは、株式会社東京証券取引所が公表する東証REIT指数のうち配当込み指数を意味する。ただし、東証REIT指数 (配当込み) の終値については、株式会社東京証券取引所が東証REIT指数 (配当込み) を公表しない等の理由により数値を得られない場合には、当該営業期間の直近時点で公表されている東証REIT指数 (配当込み) の算出方法に従い本投資法人が算出した数値を用いて算出するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2.～6. (省略)</p> <p>7. 調整条項</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降に終了する営業期間に係る運用報酬②の算出に当たっては、発行済投資口の総口数に関する分割割合（以下に定義する。）を一口当たり分配可能金額に乗じる調整をして算出するものとする。</p>	<p>2.～6. (現行どおり)</p> <p>7. 調整条項</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合には、<u>以下のとおり取り扱う。</u></p> <p>(i) <u>当該投資口の分割の効力発生日が属する営業期間の翌営業期間に係る運用報酬①の算出に当たっては、対象となる営業期間の前営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格及び前営業期間における一口当たり分配金額にいずれも分割割合（以下に定義する。以下同じ。）を乗じる調整をして算出するものとする。</u></p> <p>(ii) 当該投資口の分割の効力発生日以降に終了する営業期間に係る運用報酬②の算出に当たっては、発行済投資口の総口数に関する分割割合を一口当たり分配可能金額に乗じる調整をして算出するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>本(2)において、</p> <p>「分割割合」とは、本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合における、当該投資口の分割の効力発生直後の発行済投資口の総口数を当該投資口の分割の効力発生直前の発行済投資口の総口数で除した割合を意味する。</p> <p>(3) ライツオフエリング（以下に定義する。）が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合には、<u>当該ライツオフエリングに係る発行日以降に終了する営業期間に係る運用報酬②の算出に当たっては、無償割当割合（以下に定義する。）を一口当たり分配可能金額に乗じる調整をして算出するものとする。</u></p>	<p>本(2)において、</p> <p>「分割割合」とは、本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合における、当該投資口の分割の効力発生直後の発行済投資口の総口数を当該投資口の分割の効力発生直前の発行済投資口の総口数で除した割合を意味する。</p> <p>(3) ライツオフエリング（以下に定義する。）が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合には、<u>以下のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>(i) 当該ライツオフエリングに係る発行日が属する営業期間の翌営業期間に係る運用報酬①の算出に当たっては、対象となる営業期間の前営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格及び前営業期間における一口当たり分配金額にいずれも無償割当割合（以下に定義する。）を乗じる調整をして算出するものとする。</u></p> <p><u>(ii) 当該ライツオフエリングに係る発行日以降に終了する営業期間に係る運用報酬②の算出に当たっては、無償割当割合を一口当たり分配可能金額に乗じる調整をして算出するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>本(3)において、</p> <p>「ライツオフアリング」とは、投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行を意味する。</p> <p>「無償割当割合」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、以下の計算式に従って算出される割合を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>無償割当割合=A/B</p> <p>A：当該ライツオフアリング直後の発行済投資口の総口数からみなし時価発行口数（以下に定義する。）を控除した口数</p> <p>B：当該ライツオフアリング直前の発行済投資口の総口数</p> <p>「みなし時価発行口数」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使時の一口当たり払込金額を一口当たりの時価（以下に定義する。）で除した割合（又は役員会で定める割合）を増加口数（以下に定義する。）に乗じた口数（1口未満切捨て）を意味する。</p>	<p>本(3)において、</p> <p>「ライツオフアリング」とは、投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行を意味する。</p> <p>「無償割当割合」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、以下の計算式に従って算出される割合を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>無償割当割合=A/B</p> <p>A：当該ライツオフアリング直後の発行済投資口の総口数からみなし時価発行口数（以下に定義する。）を控除した口数</p> <p>B：当該ライツオフアリング直前の発行済投資口の総口数</p> <p>「みなし時価発行口数」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使時の一口当たり払込金額を一口当たりの時価（以下に定義する。）で除した割合（又は役員会で定める割合）を増加口数（以下に定義する。）に乗じた口数（1口未満切捨て）を意味する。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>「一口当たりの時価」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使期間の末日の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）をいう。</p> <p>「増加口数」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングにより増加した投資口の数を意味する。</p>	<p>「一口当たりの時価」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使期間の末日の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の最終価格（当日に最終価格のない場合には、その日に先立つ直近日の最終価格）をいう。</p> <p>「増加口数」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングにより増加した投資口の数を意味する。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員井上順一から、任期調整のため、2020年1月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2020年2月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2020年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2019年12月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	
い の う え じゅん いち 井 上 順 一 (1966年9月28日)	1989年 4月	積水ハウス株式会社 入社 東京特建事業部
	1999年 8月	同社 東京特建営業所
	2002年 2月	同社 東京西シャーマン営業所
	2002年 8月	積和不動産株式会社 出向 経営企画室 経営管理部
	2003年 2月	同社 転籍 経営企画室 経営管理部
	2005年 6月	積水ハウス株式会社 出向 開発事業部
	2006年 4月	同社 出向 不動産投資運用部
	2007年 8月	同社 転籍 不動産投資運用部
	2010年 2月	同社 東日本開発企画部
	2010年 3月	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 出向 取締役就任
	2012年 5月	同社 転籍 代表取締役社長就任
	2012年 6月	積水ハウス・S I 投資法人 執行役員就任
	2014年 3月	積水ハウス・リアルティ株式会社（現 積水ハウス・ア セットマネジメント株式会社） 顧問
	2014年 4月	同社 代表取締役社長就任（現任）
2014年 9月	本投資法人 執行役員就任（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2020年2月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2019年12月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略	歴
きだ あつひろ 木田敦宏 (1961年8月14日)	1985年 4月 2001年 4月 2005年 7月 2005年 8月 2008年 8月 2010年 9月 2013年10月 2014年 4月 2018年 5月	積水ハウス株式会社 入社 経理部 同社 関連企業部 同社 経理部 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 財務経理部 積水ハウス株式会社 経理財務部 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任 S Hホテルシステムズ株式会社 監査役就任 積水ハウス投資顧問株式会社 (現 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社) 出向 取締役管理本部長就任 同社 取締役就任 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の取締役です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員野村滋及び大宮立から、任期調整のため、2020年1月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2020年2月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2020年2月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴
1	の むら しげる 野 村 滋 (1952年9月11日)	1975年11月 アーンストアンドウィニー 東京事務所、 ニューヨーク事務所、デュッセルドルフ事務所 1979年 2月 公認会計士登録 2002年 7月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 統括代表社員 2003年 1月 EYトランザクション・アドバイザー・ サービス株式会社 COO（共同経営責 任者） 2011年 7月 野村滋公認会計士事務所 開設（現任） 2011年 7月 株式会社EOS 取締役就任 2012年 4月 株式会社カワシマ・ゴールド 監査役就任 2012年 7月 特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ 監事就任 2014年 9月 本投資法人 監督役員就任（現任） 2015年 6月 栄研化学株式会社 社外取締役就任（現任） 2017年 7月 株式会社整理回収機構 企業再生検討委員会 委員就任（現任）

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	おお みや たつし 大 宮 立 (1973年9月14日)	1998年 4月 2002年 4月 2003年10月 2012年 7月 2013年12月 2014年 9月 2017年 9月  2018年10月	株式会社日本興業銀行 入社 最高裁判所司法研修所 森・濱田松本法律事務所 シティ法律事務所 パートナー就任 キュービーネット株式会社 監査役就任 本投資法人 監督役員就任 (現任) キュービーネットホールディングス株式会社 社外取締役就任 (現任) レックス法律事務所 開設 同事務所パート ナー就任 (現任)

- ・ 上記監督役員候補者兩名は、いずれも本投資口を保有していません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員  
の職務の執行全般を監督しています。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2020年2月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	
やだ ゆう 矢田 悠 (1980年5月15日)	2007年12月 2012年 7月 2014年 3月 2014年 7月 2018年 2月 2019年10月	森・濱田松本法律事務所 証券取引等監視委員会 出向 金融庁監督局証券課 出向（併任） 森・濱田松本法律事務所 復帰 ひふみ総合法律事務所 設立 同事務所代表パートナー 就任（現任） 株式会社VIDA Corporation 社外監査役就任（現任）

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

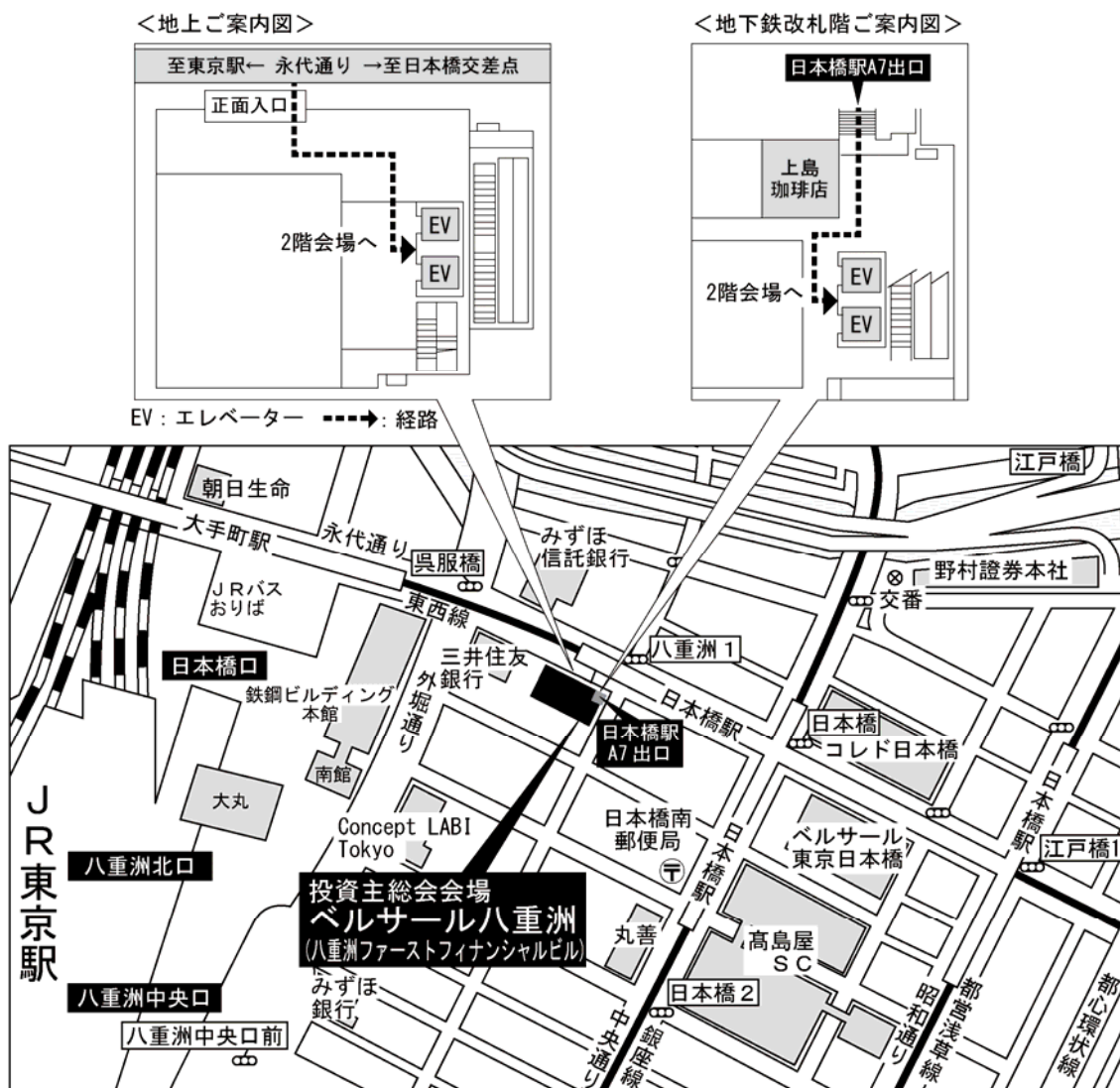
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階  
ベルサール八重洲 ROOM A+B+C  
電話 03-3548-3770 (代表)



- 最寄駅 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結  
JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

(ご注意)

- ※上記出口の誘導板ご案内は午前9時から総会終了までとなります。
  - ※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。
  - ※投資主総会ご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

近隣には、「ベルサール八重洲」のほか「ベルサール東京日本橋」  
がございますので、お間違えのないようご注意ください。